

【 1 】 執 行 調 書 【事後審査型制限付一般競争入札】 【電子入札】

通知書番号 96 課 名 教育総務課
 事業番号 多教笠建第2 事業場所 笠原町 予定価格 495,110,000 円
 (450,100,000 円)
 入札期日 令和6年5月8日 9時00分 事業名 笠原小中学校建設工事(電気設備工事)
 最低制限価格又は低入札価格調査基準価格 371,332,500 円
 (337,575,000 円)
 落札業者 20031 松本・高電特定建設工事共同企業体 履行期間 契約日 落札金額 484,000,000 円
 (440,000,000 円)
 契約日 令和6年7月1日 ~ 令和8年1月23日

通知日 令和6年4月3日 108 電気 契約締結時には議会の議決を必要とするもの。

	名 称	入 札	再度入札1	再度入札2
1	大島・森特定建設工事共同企業体	462,000,000		
2	奥村・小栗特定建設工事共同企業体	辞退		
3	小境・林特定建設工事共同企業体	450,000,000		
4	松本・高電特定建設工事共同企業体	440,000,000		落札決定者
5	ミリオン・石原特定建設工事共同企業体	辞退		

工 事 概 要 等 報 告 書

事業番号	多教笠建第2	事業名	笠原小中学校建設工事(電気設備工事)	種別	電気
(事業の概要) 1 工事の目的 笠原小中学校の電気設備工事を行うもの 2 工事の概要 電気設備工事 … 1.0式			(入札参加資格) 第1 共通資格要件 本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工とする。また、共同企業体の構成員数は、代表構成員1者、構成員1者の計2者とし、自主結成とする。 代表構成員及び構成員は、この公告の日（以下「公告日」という。）において、多治見市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者で、公告日現在において多治見市指名停止措置要領（平成2年告示第45号）の規定による指名停止を受けていないものでなければならない。また、公告日から入札日までの期間中に指名停止を受けた場合は、この入札の参加資格を失うものとする。 第2 個別資格要件 1 代表構成員 次のすべてを満たすこと。□ ア 多治見市競争入札参加資格審査要綱（平成元年告示第91号。以下「審査要綱」という。）第6条第2項の規定により電気工事の競争入札参加資格があると認定されていること。□ □イ 公告日現在において、岐阜県内に本社又は入札及び契約締結に関する権限を会社の代表者から委任された者を有する支社を置き、審査要綱第7条第1項の規定により名簿に登録されていること。□ □ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業の許可（以下「特定建設業許可」という。）を受け、同法第27条の23の規定に基づく経営事項審査結果通知書（公告日現在において最新ののものに限る。以下「審査結果」という。）の電気工事の総合評価値が870点以上であり、5年以上の営業実績があること。 2 構成員□ □次のアを満たし、かつ、イ又はウのいずれかを満たすこと。□ ア 審査要綱第6条第2項の規定により、電気工事の競争入札参加資格があると認定され、審査要綱第7条第1項の規定により名簿に登録されていること。□ イ 公告日現在において、多治見市に本社を置き、特定建設業許可を受け、審査結果の電気工事の総合評価値が500点以上であり、5年以上の営業実績があること。 □ウ 公告日現在において、土岐市、瑞浪市、恵那市又は中津川市のいずれかに本社を置き、特定建設業許可を受け、審査結果の電気工事の総合評		

【 2 】 執 行 調 書 【事後審査型制限付一般競争入札】 【電子入札】

通知書番号 97 課 名 教育総務課

事業番号 多教笠建第1 事業場所 笠原町 予定価格 4,400,000,000 円
(4,000,000,000 円)

入札期日 令和6年5月8日 9時00分 事業名 笠原小中学校建設工事(建築工事) 最低制限価格又は低入
札価格調査基準価格 3,300,000,000 円
(3,000,000,000 円)

落札業者 20045 岐建・吉川・新興特定建設工事共同企業
体 履行期間 契約日 落札金額 4,378,000,000 円
(3,980,000,000 円)

契約日 令和6年7月1日 ~ 令和8年1月23日

通知日 令和6年4月3日 102 建築一式 契約締結時には議会の議決を必要とするもの。

	名 称	入 札	再度入札1	再度入札2
1	市川・飯田・日興特定建設工事共同企業体	4,250,000,000	辞退	
2	岐建・吉川・新興特定建設工事共同企業体	4,100,000,000	3,980,000,000	落札決定者
3	大日本・加藤・伊佐治特定建設工事共同企業体	4,200,000,000	辞退	

工 事 概 要 等 報 告 書

事業番号	多教笠建第1	事業名	笠原小中学校建設工事(建築工事)	種別	建築一式
(事業の概要) 1 工事の目的 笠原小学校の解体工事及び、笠原小中学校の建築・外構工事を行うもの 2 工事の概要 建築工事 … 1.0式 外構工事 … 1.0式 解体工事 … 1.0式		(入札参加資格) 第1 共通資格要件 本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工とする。また、共同企業体の構成員数は、代表構成員1者、構成員①1者及び構成員②1者の計3者とし、自主結成とする。 代表構成員及び構成員は、この公告の日（以下「公告日」という。）において、多治見市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者で、公告日現在において多治見市指名停止措置要領（平成2年告示第45号）の規定による指名停止を受けていないものでなければならない。また、公告日から入札日までの期間中に指名停止を受けた場合は、この入札の参加資格を失うものとする。 第2 個別資格要件 1 代表構成員 次のすべてを満たすこと。 ア 多治見市競争入札参加資格審査要綱（平成元年告示第91号。以下「審査要綱」という。）第6条第2項の規定により建築一式工事の競争入札参加資格があると認定されていること。 イ 公告日現在において、岐阜県内に本社又は入札及び契約締結に関する権限を会社の代表者から委任された者を有する支社を置き、審査要綱第7条第1項の規定により名簿に登録されていること。 ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業の許可（以下「特定建設業許可」という。）を受け、同法第27条の23の規定に基づく経営事項審査結果通知書（公告日現在において最新のものに限る。以下「審査結果」という。）の建築一式工事の総合評定値が1,300点以上であり、5年以上の営業実績があること。 2 構成員① 次のアを満たし、かつ、イ又はウのいずれかを満たすこと。 ア 審査要綱第6条第2項の規定により、建築一式工事の競争入札参加資格があると認定され、審査要綱第7条第1項の規定により名簿に登録されていること。 イ 公告日現在において、多治見市に本社を置き、特定建設業許可を受け、審査結果の建築一式工事の総合評定値が750点以上1,300点未満であり、5年以上の営業実績があること。 ウ 公告日現在において、土岐市、瑞浪市、恵那市又は中津川市のいずれかに本社を置き、特定建設業許可を受け、審査結果の建築一式工事の総合評定値が750点以上1,300点未満であり、5年以上の営業実績があること。			

【 3 】 執 行 調 書 【事後審査型制限付一般競争入札】 【電子入札】

通知書番号 98 課 名 教育総務課
 事業番号 多教笠建第3 事業場所 笠原町 予定価格 683,980,000 円
 (621,800,000 円)
 入札期日 令和6年5月8日 9時00分 事業名 笠原小中学校建設工事(機械設備工事
) 最低制限価格又は低入
 札価格調査基準価格 512,985,000 円
 (466,350,000 円)
 落札業者 20041 池田・大和特定建設工事共同企業体 履行期間 契約日 落札金額 668,800,000 円
 (608,000,000 円)
 契 約 日 令和6年7月1日 ~ 令和8年1月23日

通知日 令和6年4月3日 109 管 契約締結時には議会の議決を必要とするもの。

	名 称	入 札	再度入札1	再度入札2
1	池田・大和特定建設工事共同企業体	608,000,000		落札決定者
2	イナガキ・丸三特定建設工事共同企業体	609,000,000		
3	大東・秀和特定建設工事共同企業体	623,700,000		
4	ダイワ・五十嵐特定建設工事共同企業体	654,000,000		
5	戸島・東濃特定建設工事共同企業体	608,500,000		
6	日野吉・美濃冷暖特定建設工事共同企業体	622,710,000		

工 事 概 要 等 報 告 書

事業番号	多教笠建第3	事業名	笠原小中学校建設工事(機械設備工事)	種別	管
(事業の概要) 1 工事の目的 笠原小中学校の機械設備工事を行うもの 2 工事の概要 機械設備工事 … 1.0式		(入札参加資格) 第1 共通資格要件 本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工とする。また、共同企業体の構成員数は、代表構成員1者、構成員1者の計2者とし、自主結成とする。 代表構成員及び構成員は、この公告の日（以下「公告日」という。）において、多治見市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者で、公告日現在において多治見市指名停止措置要領（平成2年告示第45号）の規定による指名停止を受けていないものでなければならない。また、公告日から入札日までの期間中に指名停止を受けた場合は、この入札の参加資格を失うものとする。 第2 個別資格要件 1 代表構成員 次のすべてを満たすこと ア 多治見市競争入札参加資格審査要綱（平成元年告示第91号。以下「審査要綱」という。）第6条第2項の規定により管工事の競争入札参加資格があると認定されていること。 イ 公告日現在において、岐阜県内に本社を置き又は岐阜県内に本社があり多治見市内に入札及び契約締結に関する権限を会社の代表者から委任された者を有する支社を置き、審査要綱第7条第1項の規定により名簿に登録されていること。 ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業の許可（以下「特定建設業許可」という。）を受け、同法第27条の23の規定に基づく経営事項審査結果通知書（公告日現在において最新のものに限る。以下「審査結果」という。）の管工事の総合評定値が870点以上であり、5年以上の営業実績があること。 2 構成員 次のすべてを満たすこと ア 審査要綱第6条第2項の規定により、管工事の競争入札参加資格があると認定され、審査要綱第7条第1項の規定により名簿に登録されていること。 イ 公告日現在において、多治見市、土岐市、瑞浪市、恵那市又は中津川市のいずれかに本社又は入札及び契約締結に関する権限を会社の代表者から委任された者を有する支社を置き、特定建設業許可を受け、審査結果の管工事の総合評定値が600点以上であり、5年以上の営業実績があること。			